

新潟市建設工事・建設コンサルタント電子入札実施要領

目次

第1章 総則

第2章 共通事項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市における入札に関する手続きを電子入札（建設工事及び建設コンサルタントに限る。）により行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

入札案件の登録から入札参加申込や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）について、インターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(3) 認証局

電子署名法でICカードを発行することを認められた機関をいう。

(4) ICカード

認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(5) 入札者

有資格業者名簿に記載されている有資格業者の代表者（委任先を設定している場合は、その受任者）をいう。

第2章 共通事項

(入札方法)

第3条 入札者は、市長が指定する入札書の受付期間に、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札書は、電子入札システムに記録された時点で提出があったものとし、その旨を入札書受付票により通知するものとする。

(入札の中止等)

第4条 電子入札システムに障害が発生し、入開札事務が不可能となった場合は、入札の中止、延期又は取消を行うものとする。

2 前項の場合においては、入札書の受付締切日の延期や市長の指定する入札方法への移行等の方法で臨機に対応するものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、書面により提出することができる。

2 前項の届出は、入札者が入札書を提出するまでの間に行うことができる。

(開札)

第6条 市長は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてうえで電子入札システムにより開札の処理を行うものとする。

(くじによる落札者の決定)

第7条 前条に規定する開札の結果、くじ引きにより落札者候補者又は落札者を決定する必要があるときは、電子入札システムによるくじにより落札候補者又は落札者を決定する。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しないとき
- (3) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (4) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (5) 入札に際し不正の行為があったとき
- (6) ICカードの失効等により開札できなかったとき
- (7) 認証局が発行したICカードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき
- (8) ICカードを不正に取得した者が入札をしたとき
- (9) 開札時までに入札参加資格を失ったとき
- (10) その他新潟市契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

附則

この要領は、平成17年4月6日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。